

様式第 1

一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付申請書（記載例）

年 月 日

（あて先）一宮市長  
申請者

住所又は事業所等の所在地	〒491-0201 一宮市奥町字六丁山 52	本社所在地と、更新する事業所の所在地が異なる場合は、併記してください。
フリガナ	〇〇〇〇カブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシヤチヨウ イチノミヤチヨウ	
法人名又は屋号及び代表者名	〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 一宮 太郎	
常時使用する従業員数	40 人（中小企業以外は記載不要）	
電話番号	0586-45-9953	
メールアドレス	kankyoseisaku@city.ichinomiya.lg.jp	

一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

1. 申請内容

事業の種類 (□に✓を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> ①省エネルギー診断を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新（補助率 1/2、上限 100 万円） <input type="checkbox"/> ②国庫補助の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための付帯工事（補助率 1/2、上限 100 万円）	
事業着手予定日	2025 年 6 月 11 日	工事請負契約締結予定日、 注文請書の発行予定日
事業完了予定日	2026 年 1 月 31 日	工事完了予定日・設備費用等の 支払予定日・保証開始予定日
補助対象経費	823,000 円	設備費用（設備の設置に直接関係のある工事費含む）・設計に関する費用・既存の設備の撤去に要する費用 ※消費税及び地方消費税は補助対象経費になりません。
交付申請額	金 411,000 円 （補助率 1/2、上限 100 万円、千円未満切り捨）	

事業 施行 理由

①省エネルギー診断を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新（省エネ診断結果における指摘設備等）

省エネルギー診断診断日：2025年5月10日  
既設の蛍光灯をLED灯への更新によるエネルギー使用量の低減を提案

②国庫補助の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための事業（国庫補助費の活用）

「省エネ診断」報告書に記載の診断日、省エネ診断の提案の中から補助事業への申請をする提案内容（導入・更新内容）を記載してください。

事業 計画 概要

①省エネルギー診断を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新（設備の概要）

新	旧
A社製 LED 型番〇〇×3灯 LED 型番〇△×5灯 LED 型番〇▲×1灯	A社製 蛍光灯 FLR40W×16灯

②国庫補助の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための事業（国庫補助費の活用）

更新（導入）する設備の型式（メーカー）や個数を記載してください。

現在使用している更新前の設備があれば、その型式（メーカー）や個数を記載してください。

設備更新後の「更新する設備」または「事業所全体」のエネルギー使用量を記載してください（省エネ診断結果から転記でOK）。

事業 施行 効果

（従前の設備に比しての省エネルギー効果および削減できる温室効果ガス排出量）

新	旧
エネルギー使用量：14,862kWh/年	エネルギー使用量：51,836kWh/年

省エネルギー量：36,974kWh/年  
温室効果ガス削減量：16.0t-CO2/年

現在「使用している設備」または「事業所全体」のエネルギー使用量を記載してください（省エネ診断結果から転記でOK）。

更新（導入）により実現できる省エネルギー量（旧一新）及び温室効果ガス削減量を記載してください（省エネ診断結果から転記でOK）。

※省エネ診断の提案とは異なる設備（数量の変更含む）を導入する場合（同等以上の省エネ効果が必要）は、エネルギー使用量・温室効果ガス排出量について独自に算定が必要です。



【交付申請添付書類】

《省エネルギー診断を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新》

- 省エネルギー診断の結果に係る報告書の写し
- 補助対象経費が確認できる見積書の写し
- 導入、又は更新する設備の設置概要書（規格、全
- 導入、又は更新する設備の設置予定場所の現況写真
- 法人にあつては、登記事項証明書（全部事項証明書  
の）の写し
- 個人事業主にあつては、直近の確定申告書の写し
- 一宮市税の未納のない証明の写し
- 再エネ設備導入の場合にあつては、50%以上の自家  
（様式第9号 太陽光発電設備自家消費計算シート）
- その他市長が必要と認める書類

原則、診断結果全てのページの写しを提出  
してください。

※報告書への記載必要事項

診断日・診断者名（診断機関名）に加え、  
以下のことについて記載がある必要があります。

(1) 年間のエネルギー使用量及び年間の温室  
効果ガス排出量

(2) エネルギー使用量及び温室効果ガス排出  
量の削減に資する措置の内容

(3) 年間のエネルギー削減量、年間の温室効  
果ガス削減量及び年間エネルギーコスト

《国庫補助の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための付帯工事》

- 国庫補助の交付決定通知書の写し
- 補助対象経費が確認できる見積書の写し
- 工事図面の写し
- 工事予定場所の現況写真
- 国庫補助により導入する設備等のカタログ等の CO2 削減量がわかるもの
- 法人にあつては、登記事項証明書（全部事項証明書）（申請日前3か月以内に発行されたも  
の）の写し
- 個人事業主にあつては、直近の確定申告書の写し
- 一宮市税の未納のない証明の写し
- その他市長が必要と認める書類

### 3. 誓約事項（誓約する項目に✓を入れてください。）

私は、一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金（以下「補助金」という。）の申請にあたり以下のことを誓約します。

- ☑補助金の対象となる事業について、国庫補助事業及び他の地方自治体から補助金、一宮市からの他の補助金の交付を受けていません。
- ☑申請書の内容に虚偽や不正があった場合又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は補助金の申請を取り下げます。また、補助金支給後に発覚した場合は補助金の全てを返還します。
- ☑補助金の申請にあたって提出する書類の写しは全て原本と相違ありません。
- ☑申請内容の確認のために追加の資料提出等を市長より求められた場合は速やかにこれに応じます。
- ☑発行済株式もしくは出資の総数もしくは出資総額の2分の1以上を同一の大企業の所有に属している法人またはその発行済株式もしくは出資総額の3分の2以上が大企業の所有に属している法人（みなし大企業）ではありません。
- ☑再生可能エネルギーの導入にあつては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しません。
- ☑宗教活動又は政治活動を目的として事業を営む者ではありません。
- ☑風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではありません。
- ☑暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者ではありません。
- ☑市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。
- ☑補助金の交付を受けて取得した設備を、取得日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間までは、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、取壊し又は貸付けをしません。

申請前に誓約事項についてよくご確認のうえ、チェックマークをつけて提出してください。